

災害復旧工事に係る制度説明会

日時：令和元年１０月２９日（火） １５時００分から

場所：東広島市消防庁舎 講堂

<次第>

- 1 副市長挨拶
- 2 災害復旧工事の発注について（進捗状況と発注見通し）
- 3 災害復旧工事に係る各種制度について
- 4 質疑応答
- 5 災害復旧担当理事挨拶

東広島市

災害復旧推進課 TEL082-426-3091

契約課 TEL082-420-0930

2-1 災害復旧工事の発注について(進捗状況と発注見通し)

(1) 災害復旧進捗状況

① 契約状況

R01.10.18時点

町 別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
被災(査定件数)A	153	106	136	184	167	126	49	380	321	1,622
査定総額(千円)	1,221,570	1,020,373	843,311	1,333,536	1,324,024	750,505	236,253	1,909,395	2,866,696	11,505,663
着手済(廃工含む)B	71	40	40	48	38	14	2	30	47	330
進捗率B/A	46.4%	37.7%	29.4%	26.1%	22.8%	11.1%	4.1%	7.9%	14.6%	20.3%

② 入札不調状況

R01.10.18時点

町 別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
入札件数 A	35	13	17	25	21	4	1	20	17	153
不調件数 B	3	3	6	5	5	0	1	14	8	45
入札不調率 B/A	8.6%	23.1%	35.3%	20.0%	23.8%	0.0%	100.0%	70.0%	47.1%	29.4%

(2) 発注見通し

別添資料をご確認ください。

3-1 平成30年7月豪雨災害の復旧工事に係る 「復興歩掛」及び「復興係数」の導入について

1 趣旨

平成30年7月豪雨の復旧・復興工事の本格化を踏まえ、円滑な施工の確保に万全を期すための新たな対策として、予定価格の適切な設定に必要となる「復興歩掛」及び「復興係数」を導入します。

2 対象工事について

本市が発注する公共土木災害、農地・農林業用施設災害のすべてを対象とする。

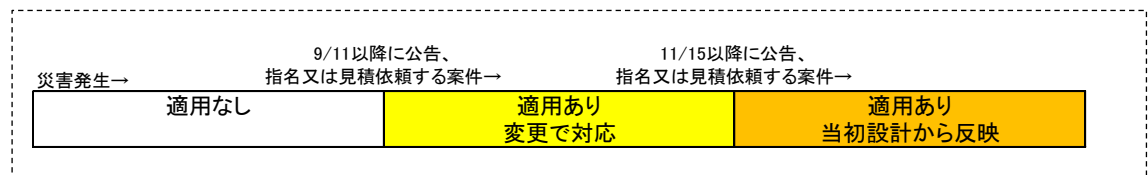
3 主な対策の内容について

- (1) 復興歩掛：土工の日当たり標準作業量を20%低下する補正を設定
- (2) 復興係数：共通仮設費を1.1倍、現場管理費を1.1倍に補正

4 適用開始日及び期間について

- (1) 令和元年9月11日以降に公告、指名又は見積依頼する工事

※令和元年9月10日以前に公告、指名又は見積依頼済の工事（既契約工事を含む）については、適用対象外とする。



- (2) 適用期間は、別途定める日までとする。

5 広島県の通知について

上記運用のほか、広島県から通知のあった資料に基づき運用するものとします。

【参考1】

災害関連工事への「復興歩掛」及び「復興係数」の導入について（広島県土木建築局）

【参考2】

災害関連工事への「復興歩掛」及び「復興係数」の導入について（広島県農林水産局）

災害関連工事への「復興歩掛」及び「復興係数」の 導入について（お知らせ）

土木建築局 技術企画課

国土交通省が令和元年 8 月 8 日に発表を行った「復興歩掛」及び「復興係数」について、広島県土木建築局発注工事についても、令和元年 9 月 4 日以降に指名・公告・随意契約する工事から導入することとしました。

導入に当たっては、広島県の不調・不落の発生地域や工事の種類の状況を踏まえ、次のとおり適用します。

1 対象工事

土木建築局が発注する災害関連工事で、施工条件等を勘案し作業効率低下のおそれがある工事を対象とします。

対象工事は、特記仕様書又は公告文等に対象である旨の記載を行います。

2 対象地域

西部建設事務所、西部建設事務所呉支所、西部建設事務所東広島支所及び東部建設事務所三原支所管内

3 復興歩掛（土工の日当り作業量の補正）

(1) 復興歩掛の対象

- ア 機械土工（掘削、掘削(ICT)、河床等掘削、積込(ルーズ)、積込(コンクリート殻)
- イ 砂防土工（掘削(砂防)、積込(ルーズ)(砂防)
- ウ 土の敷均し締固め工(路体(築堤)盛土、路体(築堤)盛土(ICT)、路床盛土、路床盛土(ICT)、整地)

(2) 補正内容

作業日当たり標準日当たり作業量を 20%低下する補正

補正後の作業日当たり作業量＝作業日当たり標準日当たり作業量×0.8

4 復興係数（経費（間接工事費）の補正）

土木工事標準積算基準書により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ次の補正係数を乗じるものとします。

共通仮設費率：1.1

現場管理費率：1.1

5 適用期間

令和元年 9 月 4 日以降に指名・公告・随意契約する工事から別途定める日まで適用します。

災害関連工事等への「復興歩掛」及び「復興係数」の 導入について（お知らせ）

令和元年9月4日
広島県農林水産局

農林水産省及び林野庁が令和元年8月9日に発表を行った「復興歩掛」及び「復興係数」について、広島県農林水産局発注工事についても、令和元年9月4日以降に指名・公告・随意契約する工事から導入することとしました。

導入に当たっては、広島県の不調・不落の発生地域や工事の種類の状況を踏まえ、次のとおり適用します。

1 対象工事

農林水産局が発注する災害関連工事で、施工条件等を勘案し作業効率低下のおそれがある工事を対象とします。

対象工事は、特記仕様書又は公告文等に対象である旨の記載を行います。

2 対象地域

西部農林水産事務所、西部農林水産事務所呉農林事業所、西部農林水産事務所東広島農林事業所管内

3 復興歩掛（土工の日当り作業量の補正）

(1) 復興歩掛の対象

ア「土地改良工事積算基準」適用工事

- ・ 機械土工

【掘削、積込(ルーズ)、バックホウ掘削（超ロングアーム仕様）】

- ・ 土の敷均し締固め工

【路体(築堤)盛土、路床盛土、整地、振動ローラ締固め】

イ「治山林道必携」適用工事

- ・ 機械土工（土砂）

【掘削、積込(ルーズ)、積込(コンクリート殻)、バックホウ掘削積込、バックホウ掘削積込（山地治山土工）】

- ・ 盛土

【路体(築堤)盛土、路床盛土、整地、敷均し・締固め、ブルドーザー敷均し（狭幅）】

(2) 補正内容

作業日当たり標準日当たり作業量を20%低下する補正

補正後の作業日当たり作業量＝作業日当たり標準日当たり作業量×0.8

4 復興係数（経費（間接工事費）の補正）

「土地改良工事積算基準」及び「治山林道必携」により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ次の補正係数を乗じるものとします。

共通仮設費率：1.1

現場管理費率：1.1

5 適用期間

令和元年9月4日以降に指名・公告・随意契約する工事から別途定める日まで適用します。

3-2 遠隔地からの「労働者確保に要する間接工事費」及び「建設資材調達」に係る設計変更について

1 趣旨

平成30年7月豪雨の復旧・復興工事の本格化を踏まえ、円滑な施工の確保に万全を期すための新たな対策として、遠隔地からの「労働者確保に要する間接工事費」及び「建設資材調達」に係る設計変更について、次のとおり運用を開始します。

2 対象工事について

本市が発注する公共土木災害、農地・農林業用施設災害のすべてを対象とする。

3 遠隔地からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

- (1) 宿泊費や労働者の赴任手当など、積算上見込んでいる金額以上に必要となる費用について設計変更により対応できることとする。ただし、これらの費用については、共通仮設費率分及び現場管理費率分へ一定の率を見込んでおり、実際に要した費用からそれらの費用を差し引いた額を積上げ計上する。
- (2) 交通誘導員の労務単価が「公共工事設計労務単価」と乖離する場合は、見積りにより労務単価を決定できることとする。
- (3) 運用については、広島県の通知のとおりとする。

4 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

- (1) 当初の調達条件によりがたい場合には輸送費や購入費用など調達時の実態を反映して設計変更により対応できることとする。
- (2) 運用については、広島県の通知のとおりとする。

5 適用期間について

- (1) 令和元年9月13日から運用を開始する。

災害発生→		10/30以降に公告、 指名又は見積依頼する案件→	
適用あり(特記に記載無し) 変更で対応		適用あり(特記に記載有り) 変更で対応	

- (2) 発注済みの工事で適用する場合は協議の上、適用する。

6 広島県の通知について

上記運用のほか、広島県から通知のあった資料に基づき運用するものとします。

【参考】

災害復旧工事を円滑に進めるための入札契約制度の取り組み (H30.12.10 広島県土木建築局)

【抜粋】災害復旧工事を円滑に進めるための入札契約制度の取り組み
(H30.12.10 広島県土木建築局)



広島県

②積算に関する取り組み(1/4)

技術企画課

今後、災害復旧工事が本格化していくことから県内の建設業者だけでは人手が足りなくなることが懸念され、県外を含めた遠隔地の建設業者の活用も含めた対応が必要となる可能性があります

遠隔地の建設業者の活用に当たっては、宿泊費や労働者の赴任手当などが
必要になることが想定されるため、積算上見込んでいる金額以上に必要とな
る費用について設計変更により対応できることとする

ただし、これらの費用については、共通仮設費率分及び現場管理費率分へ一定の率を見込んでおり、実際に要した費用からそれらの費用差し引いた額を積上げ計上する

新規発注工事で対象とする場合、これらの適用について特記仕様書等へ記載することとし、発注済みの工事で適用する場合は協議の上、適用する

○対象となる経費

- ・ 共通仮設費－営繕費 — (借上費、宿泊費、労働者送迎費)
- ・ 現場管理費－労務管理費 — (募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)

○確認方法

- ・ 実際に支払った全ての証明書類(領収書の写し等)を発注者へ提出



広島県

②積算に関する取り組み(2/4)

技術企画課

1 遠隔地からの労働者確保に要する費用の計上

実績変更対象費に関する実績報告書

費目	費用	内容	計画計上額	実績計上額	差額
共通 仮設費	営繕費	借上費			
		労働者宿舍等の敷地借上げに要する地代及び労働者宿舍等を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費			
		労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費			
		労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要する費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)			
	小計				
現場 管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用			
		労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用			
		労働者の早出、残業時の食事費(事業主負担分)、食事補助費 労働者の住宅から、会社又は工事現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当			
	小計				
合計					

※費用は、全て税抜価格とする。

【抜粋】 災害復旧工事を円滑に進めるための入札契約制度の取り組み
(H30.12.10 広島県土木建築局)



広島県

②積算に関する取り組み(3/4)

技術企画課

2 交通誘導員の確保に係る取組み

災害復旧工事の発注に伴い、今後、交通誘導員の十分な確保が困難となる恐れがあり、交通誘導員を遠隔地から確保した時には宿泊費や赴任手当を積算上見込むことができる「遠隔地からの労働者確保に要する費用の計上」の適用と併せ、交通誘導員の労務単価が「公共工事設計労務単価」と乖離する場合は、見積りにより労務単価が決定できることとする

また、複数の警備業者との調整により交通誘導員が確保できる可能性があるため、広島県警備業協会や広島県警備業協同組合のホームページを参考に、交通誘導員の確保に努めてください

ホームページアドレス

広島県警備業協会：<http://hirokeikyo.com/index.html>

広島県警備業協同組合：<http://www.chuokai-hiroshima.or.jp/members/keibi/>



広島県

②積算に関する取り組み(4/4)

技術企画課

3 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

今後、災害復旧工事が本格化していくことから一部の建設資材にひっ迫が生じ、通常は地域内から調達している建設資材及び仮設材についても、遠隔地から調達せざるを得なくなる場合が想定される

このため、当初の調達条件によりがたい場合には輸送費や購入費用など調達時の実態を反映して設計変更により対応できることとする

新規発注工事で対象とする場合、これらの適用について特記仕様書等へ記載することとし、発注済みの工事で適用する場合は協議の上、適用する

○対象となる資材

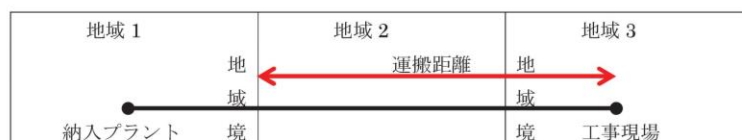
- ・骨材類、アスファルト等
- ・仮設材
- ・その他資材(コンクリートブロック等)で県内一律単価

○確認方法

- ・事前協議を行った上、実際に支払った全ての証明書類(領収書の写し等)を発注者へ提出

○積算方法(骨材類、アスファルト等の場合の例)

- ・対象資材の単価を納入プラントが所在する地域の単価に変更
- ・納入プラントが所在する地域の地域境から工事現場までの運搬費(ダンプトラック運搬)を直接工事費に計上



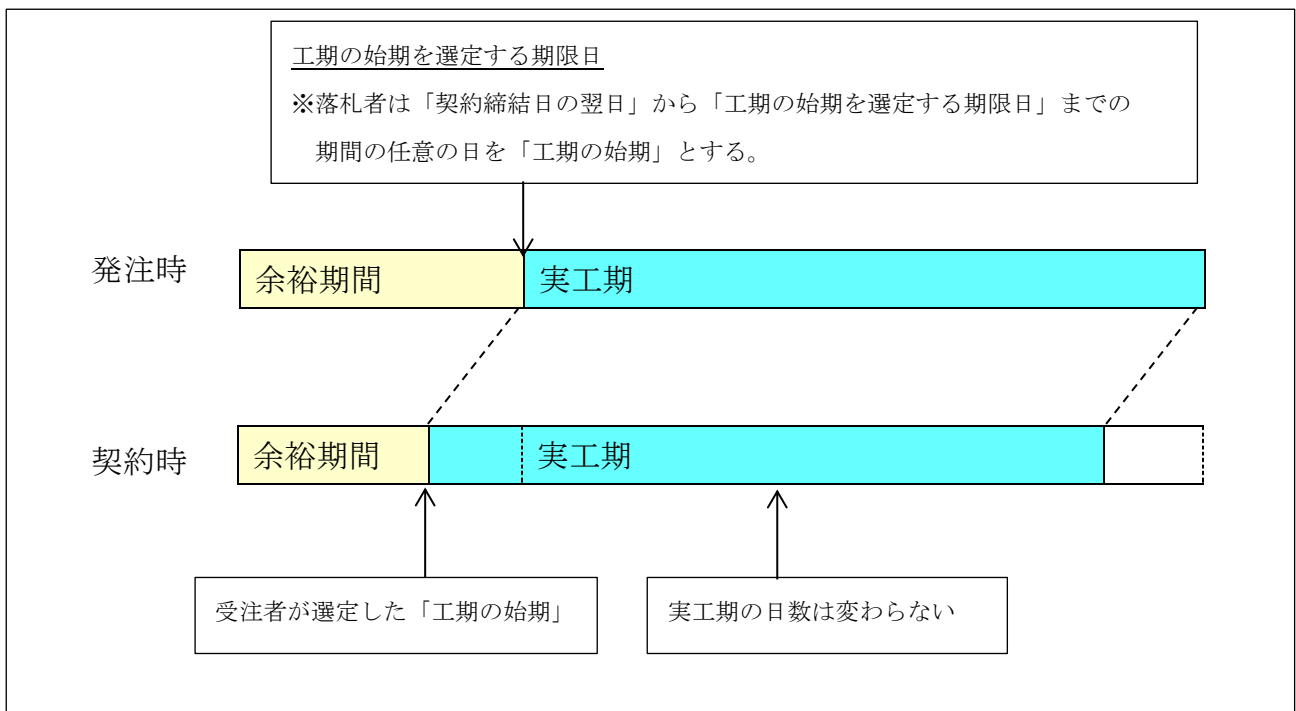
3-3 工期に余裕期間を設定した工事の実施について

1 趣旨

災害復旧工事については、余裕期間制度（主に任意着手方式）を適用し発注しています。

2 余裕期間制度（任意着手方式）とは

発注者が示した「工期の始期を選定する期限日」までの間で、受注者が「工期の始期」を選択する方式です。



※余裕期間は通常工期の40%を超えず、かつ、5か月を超えない範囲内で設定します。

ただし、災害復旧工事については余裕期間の範囲の制限を適用しないものとします（参考図）。

※工事費の積算は、契約締結（予定）日の翌日から直ちに着工する工期を基準とし、通常工期を超えた期間の積算上の割増しは行いません。

※余裕期間内の現場管理は、発注者が行います。受注者は、余裕期間内に資材等の準備はできますが、現場への資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手（測量等、現場作業が伴うものを含む。）を行ってはいけません。

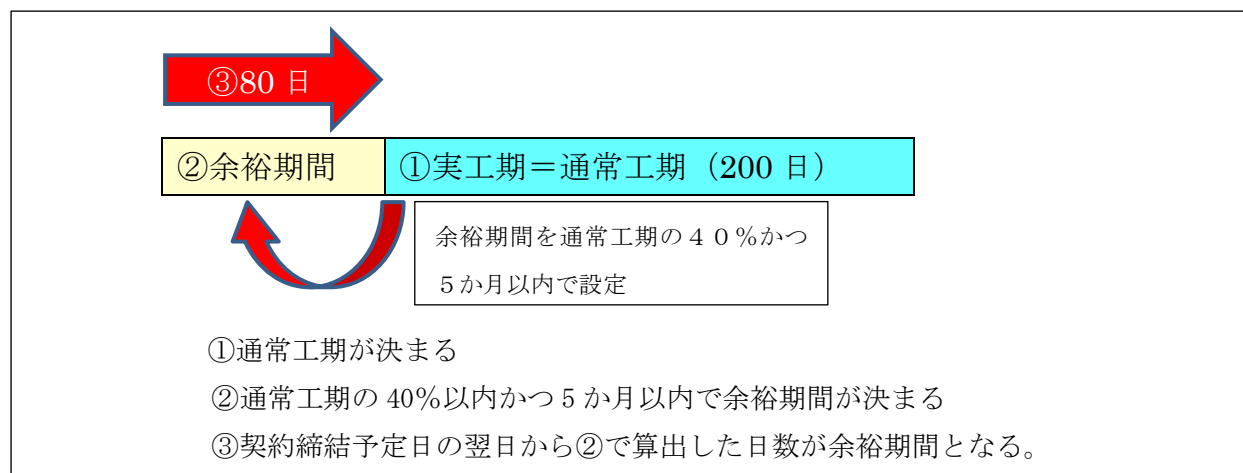
※実工期の期間は、準備・後片付け期間を含む、契約上の工期をいいます。

用語の定義

- ・余裕期間：契約締結（予定）日の翌日から工期の始期の前日までの期間をいう。
- ・通常工期：通常の積算により算出した工期をいう。
- ・実工期：全体工期内で、実際に工事を施工するために必要な期間（準備期間と後片付け期間を含む）で、契約上の工期をいう。
- ・工期の始期を選定する期限日：発注者が指定する、受注者が工期の始期として選定できる期間の末日をいう。
- ・工期の始期：実工期の始期をいう。
- ・工期の終期：実工期の終期をいう。

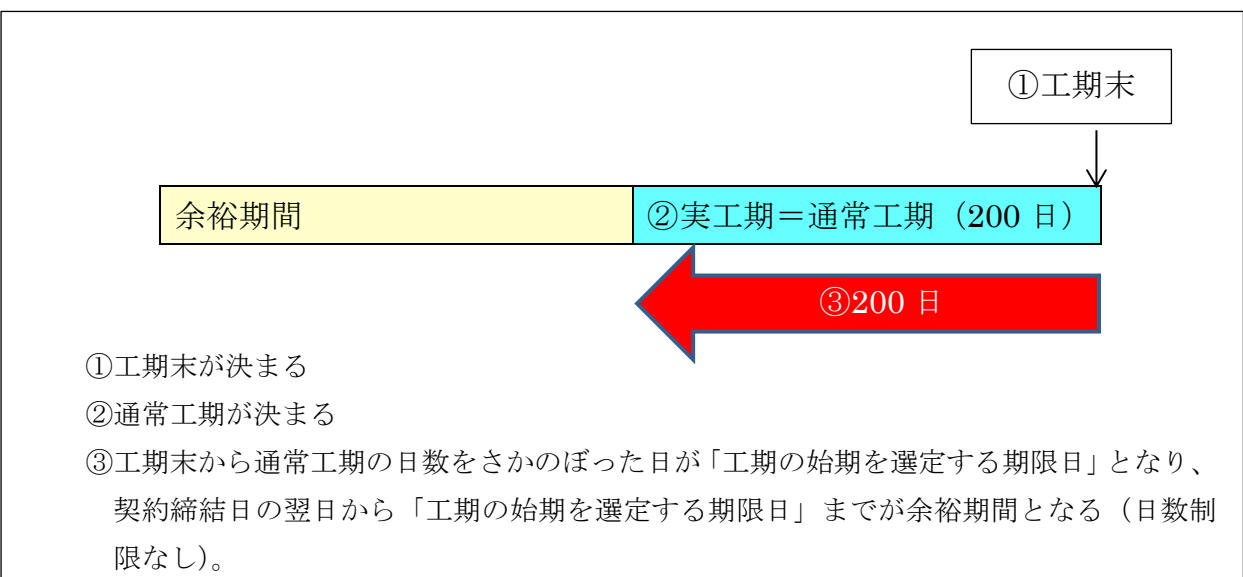
参考図

通常



※余裕期間は通常工期の40%かつ5か月以内で設定します。

災害復旧工事



※災害復旧工事に限り余裕期間の設定範囲を撤廃し、任意着手方式については工期末から通常工期を逆算した日を「工期の始期を選定する期限日」とし、契約締結日の翌日から「工期の始期を選定する期限日」を発注者の設定する余裕期間とします。

3 対象工事

建設工事のうち、発注者の判断により余裕期間を設けることが有益と認められる工事を対象とします。（入札公告等及び特記仕様書に明記します。）

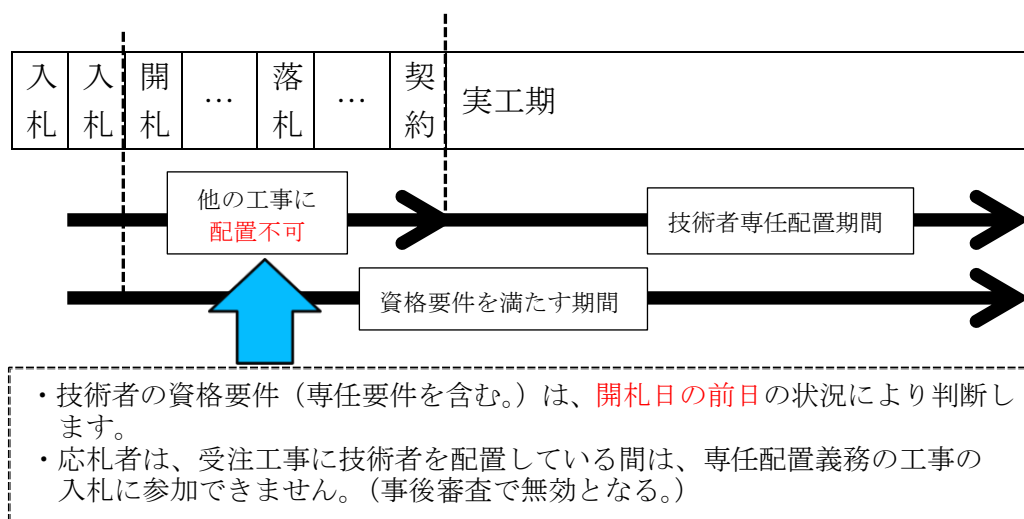
4 技術者配置のイメージ

余裕期間内は、主任技術者、監理技術者及び現場代理人の配置が不要です。

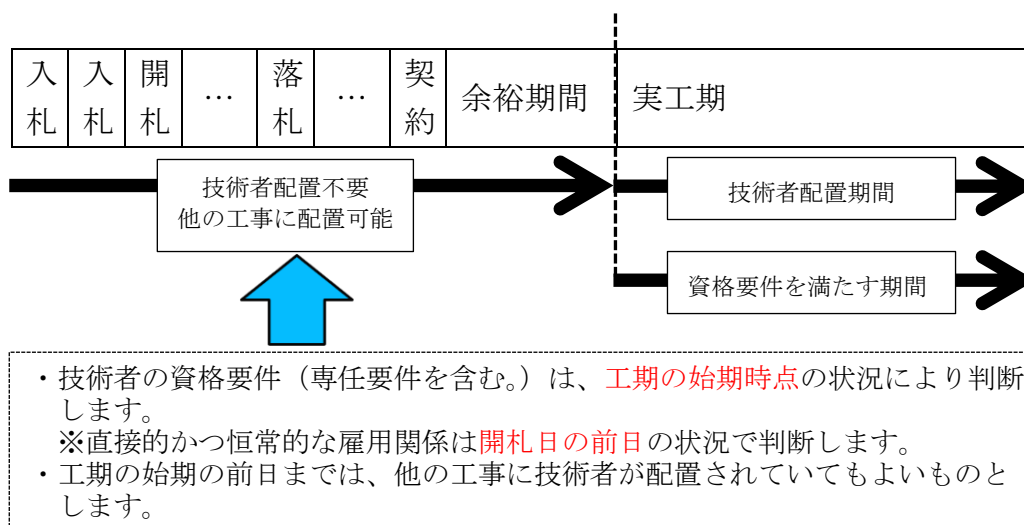
主任技術者又は監理技術者の配置に係る要件は、工期の始期時点において満たしているものとします。

（ただし、直接的かつ恒常的な雇用関係は、開札日前までに連続して3か月以上存在するものとします。）

①【通常の専任工事：1号工事】



②【余裕期間制度適用工事：1号工事】



5 発注の際の記載について
一般競争入札：公告

余裕期間制度適用工事 (任意着手方式) 復興係数・復興歩掛 適用工事	入札公告	1号工事																								
次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。 また、各項に掲げるもののほか、東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（建設工事）（以下「共通公告」という。）による。 令和元年9月 余裕期間制度適用工事であることと 余裕期間制度の方式を明記しています。 市長 高垣 廣徳 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; vertical-align: top;">1</td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">工事名</td> <td>令和元年度 土木施設災害復旧事業・農業用施設災害復旧事業 黒瀬地区災害復旧工事（1-3）</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">2</td> <td style="vertical-align: top;">工事管理番号</td> <td>101-0048</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">3</td> <td style="vertical-align: top;">工事場所</td> <td>東広島市黒瀬町市飯田</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">4</td> <td style="vertical-align: top;">工事概要</td> <td> 小谷川支川（日野宅横）復旧延長 L=64.1m、環境保全型ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ A=235㎡、小口止工 N=11箇所 兼茅川（三協精機横）復旧延長 L=56.9m、環境保全型ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ A=147㎡、小口止工 N=4箇所 小谷川支川（ｸﾞｰｼｭｰﾌﾞ 上）復旧延長 L=66.2m、環境保全型ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ A=4㎡、ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ A=164㎡、 小口止工 N=4箇所 大河角2号線（登脇宅南1）復旧延長 L=316.0m、ｱｽﾌﾙﾄ舗装工 A=938㎡ 池田ほか農地 排土 V=115㎡ 橋本ほか農地 排土 V=246㎡ </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">5</td> <td style="vertical-align: top;">工期</td> <td> 本工事は、工事の円滑な施工を確保するため、余裕期間（任意着手方式）を設定する。 ※別紙「余裕期間制度適用に関する事項」のとおり。 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">6</td> <td style="vertical-align: top;">予定価格</td> <td>74,333,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">7</td> <td style="vertical-align: top;">最低制限価格</td> <td>有り</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">8</td> <td style="vertical-align: top;">建設工事の種類</td> <td>土木一式工事</td> </tr> </table>			1	工事名	令和元年度 土木施設災害復旧事業・農業用施設災害復旧事業 黒瀬地区災害復旧工事（1-3）	2	工事管理番号	101-0048	3	工事場所	東広島市黒瀬町市飯田	4	工事概要	小谷川支川（日野宅横）復旧延長 L=64.1m、環境保全型ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ A=235㎡、小口止工 N=11箇所 兼茅川（三協精機横）復旧延長 L=56.9m、環境保全型ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ A=147㎡、小口止工 N=4箇所 小谷川支川（ｸﾞｰｼｭｰﾌﾞ 上）復旧延長 L=66.2m、環境保全型ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ A=4㎡、ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ A=164㎡、 小口止工 N=4箇所 大河角2号線（登脇宅南1）復旧延長 L=316.0m、ｱｽﾌﾙﾄ舗装工 A=938㎡ 池田ほか農地 排土 V=115㎡ 橋本ほか農地 排土 V=246㎡	5	工期	本工事は、工事の円滑な施工を確保するため、余裕期間（任意着手方式）を設定する。 ※別紙「余裕期間制度適用に関する事項」のとおり。	6	予定価格	74,333,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）	7	最低制限価格	有り	8	建設工事の種類	土木一式工事
1	工事名	令和元年度 土木施設災害復旧事業・農業用施設災害復旧事業 黒瀬地区災害復旧工事（1-3）																								
2	工事管理番号	101-0048																								
3	工事場所	東広島市黒瀬町市飯田																								
4	工事概要	小谷川支川（日野宅横）復旧延長 L=64.1m、環境保全型ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ A=235㎡、小口止工 N=11箇所 兼茅川（三協精機横）復旧延長 L=56.9m、環境保全型ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ A=147㎡、小口止工 N=4箇所 小谷川支川（ｸﾞｰｼｭｰﾌﾞ 上）復旧延長 L=66.2m、環境保全型ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ A=4㎡、ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ A=164㎡、 小口止工 N=4箇所 大河角2号線（登脇宅南1）復旧延長 L=316.0m、ｱｽﾌﾙﾄ舗装工 A=938㎡ 池田ほか農地 排土 V=115㎡ 橋本ほか農地 排土 V=246㎡																								
5	工期	本工事は、工事の円滑な施工を確保するため、余裕期間（任意着手方式）を設定する。 ※別紙「余裕期間制度適用に関する事項」のとおり。																								
6	予定価格	74,333,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）																								
7	最低制限価格	有り																								
8	建設工事の種類	土木一式工事																								

指名競争入札：指名通知

指名通知書

令和元年08月29日

東広島市

東広島市長

(契約課)

企業ID :
商号又は企業名称 :
代表者氏名 :

次の調達案件について入札又は随意契約を行いますので参加してください。

案件番号 : 34212010120190313-00
調達案件名称 : 令和元年度 土木施設災害復旧事業 安芸津地区災害復旧工事(1-6)
実施等場所 : 東広島市安芸津町大田
案件内容等 : 設計図書に記載のとおり。
(詳細情報URL) : <http://www.city.higashihiroshima.lg.jp/>
入札受付開始日時 : 令和元年09月17日 09時00分
入札受付締切日時 : 令和元年09月18日 16時00分
内訳書開封予定日時 : 令和元年09月19日 09時15分
開札予定日時 : 令和元年09月19日 09時15分

設計図書の閲覧等 : 東広島市ホームページに掲載する。

備考: この案件は、完全電子案件の指名競争入札です。

電子入札システムが利用できないやむを得ない理由がある場合は、総務部契約課までご連絡ください。

- 1 管理番号 7-101-246
- 2 予定価格(税抜) ￥29,818,000-
- 3 最低制限価格 有り

- 4 施工(履行)期間 本工事は、工事の円滑な施工を確保するため、余裕期間(任意着手方式)を設定する。

※別紙「余裕期間制度適用に関する事項」のとおり。(東広島市ホームページに掲載する。掲載場所は、後述の設計図書の掲載場所と同じ。)

- 5 入札保証金 免除
- 6 使用契約約款 建設工事請負契約約款(東広島市ホームページに掲載のもの)
- 7 担当課 建設部 道路建設課

余裕期間制度適用工事であることと
余裕期間制度の方式を明記しています。

別紙「余裕期間制度適用に関する事項」

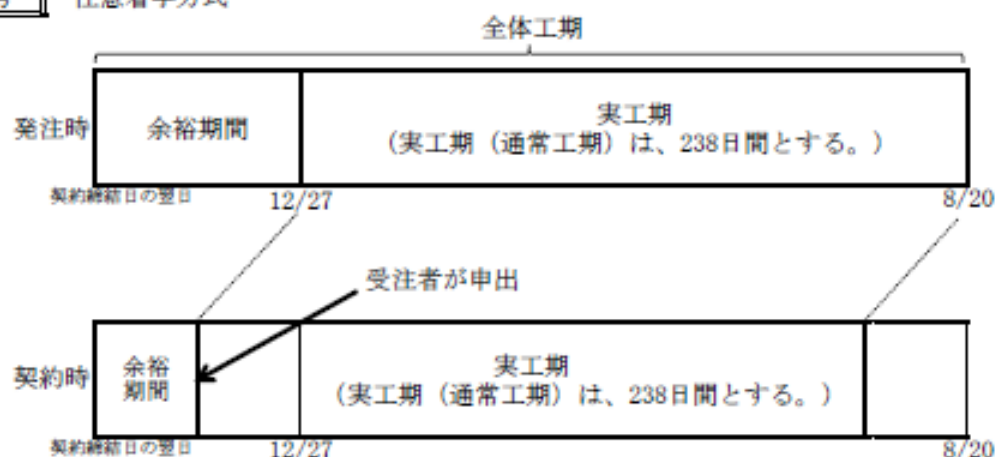
別紙

余裕期間制度適用に関する事項

- 1 本工事は、任意着手方式により、余裕期間を設定した工事である。
- 2 本工事の全体工期は、契約締結日の翌日から令和2年8月20日までとする。
 本工事の通常工期は、238日間とする。
 本工事の工期の始期を選定する期限日は、令和元年12月27日とする。落札者は、落札決定後、契約を締結するまでの間に、「様式1」により工期の始期の申出をすること。
- 3 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。
- 4 主任技術者又は監理技術者の配置に係るものとする。ただし、所属建設業雇用に関する一定の権利義務関係は、開るものとする。
- 5 工期の始期までの現場管理等の取扱いについては、次のとおりとする。
 (1) 余裕期間内の現場管理は、発注者が行うものとする。
 (2) 受注者は、余裕期間内に資材等の準備を行うことができるが、現場への資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手（測量等、現場作業が伴うものを含む。）を行ってはならないものとする。
- 6 受注者は、工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することができないものとする。
- 7 その他、余裕期間制度適用工事については、「東広島市余裕期間制度適用工事に係る事務取扱要領」によるものとする。

余裕期間制度の方式別に必要な情報を明記しています。

参考 任意着手方式



※実工期とは、契約上の工期となるものをいう。

特記仕様書

9. 余裕期間制度適用工事(任意着手方式)

- (1) 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保や、建設資材の調達を計画的に行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工期の始期を選定する期限日までの間で、受注者は工期の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、「余裕期間制度適用工事工期申出書（様式1）」により、工期の始期を通知すること。
- (2) 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者及び現場代理人を設置することを要しない。また、資材等の準備を行うことができるが、現場への搬入、仮設物の設置等、工事の着手（測量等、現場作業が伴うものを含む。）を行ってはならない。余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
【余裕期間：契約締結日の翌日から工期の始期の前日まで】
【工期の始期を選定する期限日：令和1年12月27日】
【工期日数：工期の始期から238日間】
- (3) 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。
- (4) CORINS への登録における技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないこと。）
- (5) 現場代理人及び主任技術者等指名届の提出において、特約事項第2項中「契約締結後14日以内に提出」とあるのは、「始期日から起算して14日以内に提出」と読み替える。
- (6) 請負代金内訳書及び工程表の提出において、建設工事請負契約約款第3条第1項中「契約締結後14日以内」とあるのは、「始期日から起算して14日以内」と読み替える。

6 落札から契約締結まで

①落札決定

契約を締結するまでの間に、工期の始期の申出をしてください（様式1）。

※落札者は、契約締結（予定）日の翌日から工期の始期を選定する期限日までの期間の任意の日を工期の始期とすることができます。

※現在、落札決定日の翌日13時までの提出をお願いしています。提出期間が短いため、落札候補者となった方は提出の準備をお願いします。

※履行期間が決定した後に契約書を作成するため、契約保証の準備等で契約書の案が必要な方は早めにご提出ください。

②契約締結

契約保証の保証期間は余裕期間の利用の有無にかかわらず、契約締結日の翌日から工期の終期までを対象としてください。

※工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することができませんのでご注意ください。

様式 1

様式 1

余裕期間制度適用工事 工期申出書

平成 年 月 日

東広島市長 様

住所
商号又は名称
代表者職氏名 印

平成 年 月 日に落札決定の通知を受けた次の工事について、実工期を定めましたので申し出ます。

工事名	
工事場所	
工期の始期	
工期の終期	※工期の終期は、フレックス方式の場合のみ記載してください。

落札決定日の翌日
13時までの提出を
お願いしています。

無理のない工期を
定めるように
してください。

7 契約締結後の変更

余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、契約変更により、工事に着手することができます。

※基本的に実工期の変更はできません。

※受注者が当初の余裕期間を利用することにより生じる経費は、受注者負担です。

3-4 平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和について（特例措置）

1 趣旨

平成30年7月豪雨によって、市内の広範囲にわたって甚大な被害が生じ、今後、集中的に発注される災害復旧工事について、入札の不調・不落を防止し円滑な工事執行を図るため、主任技術者及び現場代理人（以下「主任技術者等」という。）の兼務制限を緩和する。

2 内容

次表の適用金額が3,500万円未満（建築一式工事にあっては、7,000万円未満。以下同じ。）の災害復旧工事に係る主任技術者等は、兼務制限の件数としてカウントしない。（兼務する全ての工事が3,500万円未満かつ東広島市内であれば、災害復旧工事の件数は無制限とする。）

請負対象設計金額（税込）		主任（監理）技術者	現場代理人
1号工事・総合評価	3,500万円以上 （建築一式工事は、7,000万円以上） 【監理技術者配置工事 ※1】	兼務不可	兼務不可
	3,500万円以上 （建築一式工事は、7,000万円以上） 【主任技術者配置工事】	2件以内 ※2	2件以内 ※2
2号工事・総合評価	3,500万円未満 （建築一式工事は、7,000万円未満）	5件以内 <u>※災害復旧工事に係る主任技術者等の件数を除く。 ※3</u>	5件以内 現場代理人配置特例 <u>※災害復旧工事に係る主任技術者等の件数を除く。 ※3</u>
	500万円未満 （建築一式工事は、1,500万円未満）	兼務制限なし	

※1 入札参加条件等において監理技術者の配置を求めている工事を含む。

※2 申請により、同一の主任技術者による管理が認められた公共工事に限る。

※3 兼務制限の件数から除く災害復旧工事に係る主任技術者等については、他の工事の現場代理人と兼務する場合に行っている発注者双方の兼務承認の手続を不要とする。

3 適用期間

平成30年9月18日から当分の間とする。

なお、従前の取扱いにより、契約済の工事又は公告・指名・見積依頼をした工事についても、当該工事に関する共通仕様書、特記仕様書、誓約書の内容にかかわらず、この取扱いの対象とする。また、過年度発生災害や今後発生する災害もこの取扱いの対象とする。